

第 45 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 3 年 9 月 28 日 (火) 18 時 00 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. 10 月 1 日以降の本県の対応について

2. その他



新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜9月27日までのデータを反映＞

令和3年9月28日
健康医療局医療危機対策本部室

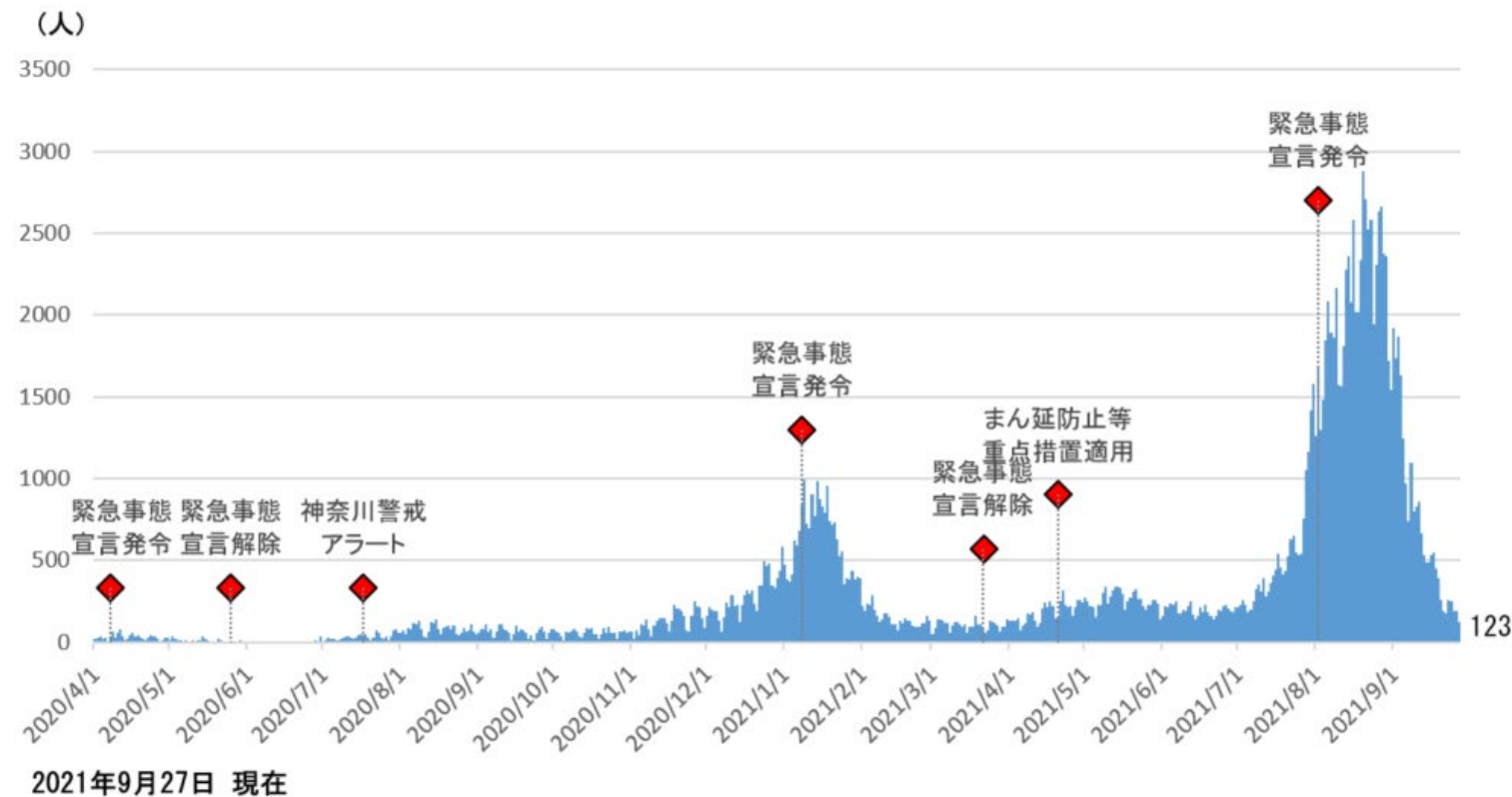
ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅲ	33.05% 661床 9月27日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	400床 2,000床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	1,000床 2,000床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅲ	43.33% 91床 9月27日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	42床 210床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	105床 210床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅲ	20.92人 1,929人 9月27日 時点	人口10万人当たり全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率		Ⅲ	8.32% 9月26日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅱ	14.97人 1,380人 9月27日 時点	人口10万人当たり週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ・Ⅳ	57.83% 9月27日 時点	50%以上		50%以上	

参考: 病床利用率(即応病床中)
 病床全体: 32.12%
 うち重症: 33.96%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

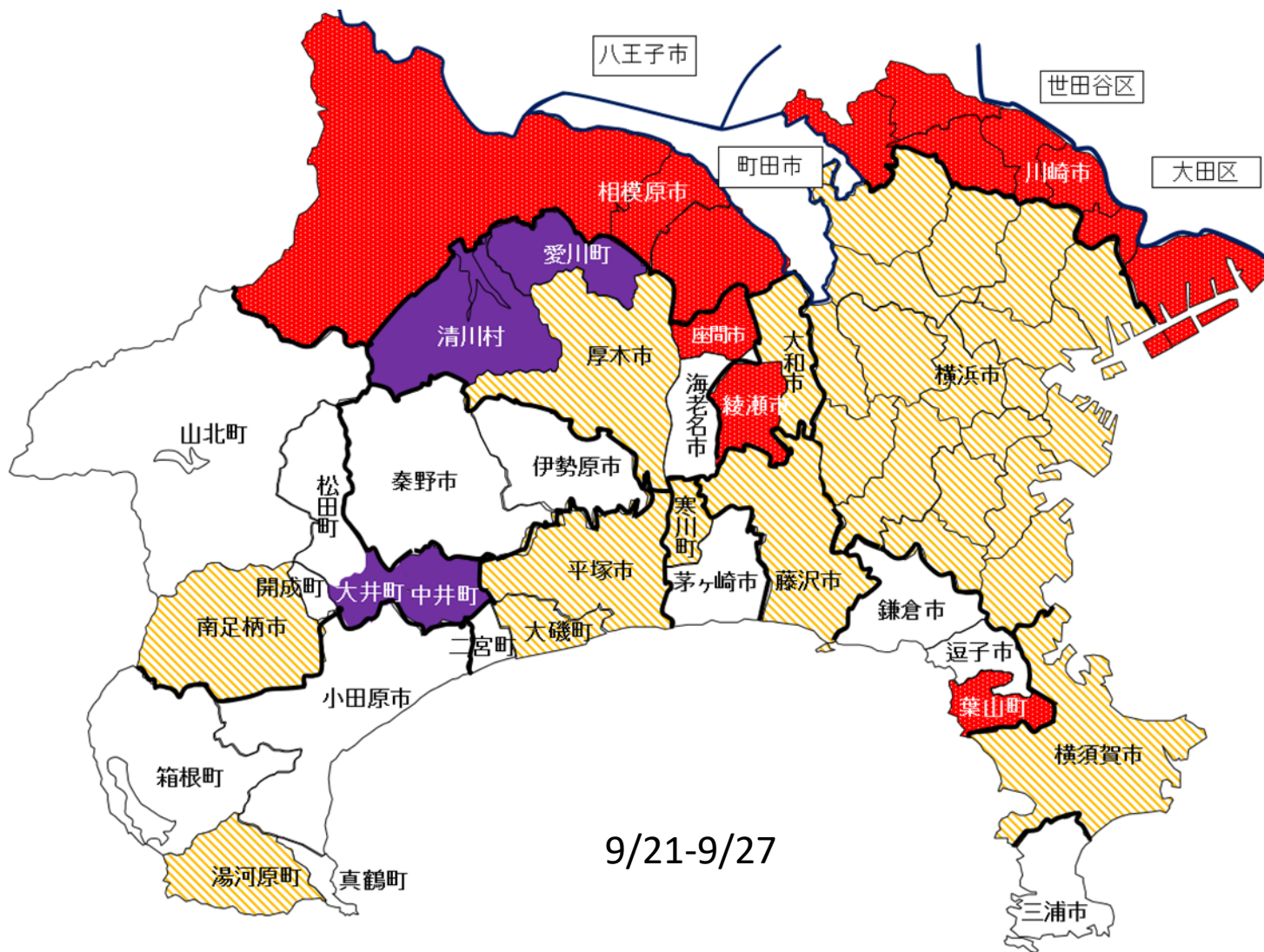
新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
8月	8/1	2	3	4	5	6	7	週合計
	1257人	1686人	1298人	1484人	1844人	2082人	1893人	11544人
	8	9	10	11	12	13	14	週合計
	1860人	2166人	1572人	1561人	1807人	2281人	2356人	13603人
	15	16	17	18	19	20	21	週合計
	2079人	2584人	2017人	2021人	2340人	2878人	2705人	16624人
	22	23	24	25	26	27	28	週合計
2524人	2579人	1946人	2304人	2632人	2662人	2377人	17024人	
9月	29	30	31	9/1	2	3	4	週合計
	2362人	1719人	1541人	1921人	1738人	1868人	1633人	12782人
	5	6	7	8	9	10	11	週合計
	1242人	971人	738人	1099人	803人	829人	861人	6543人
	12	13	14	15	16	17	18	週合計
	669人	529人	485人	488人	534人	547人	452人	3704人
	19	20	21	22	23	24	25	週合計
394人	257人	188人	173人	259人	251人	193人	1715人	
26	27	28	29	30	10/1	2		
193人	123人							

県内市町村別の新規感染者の発生状況

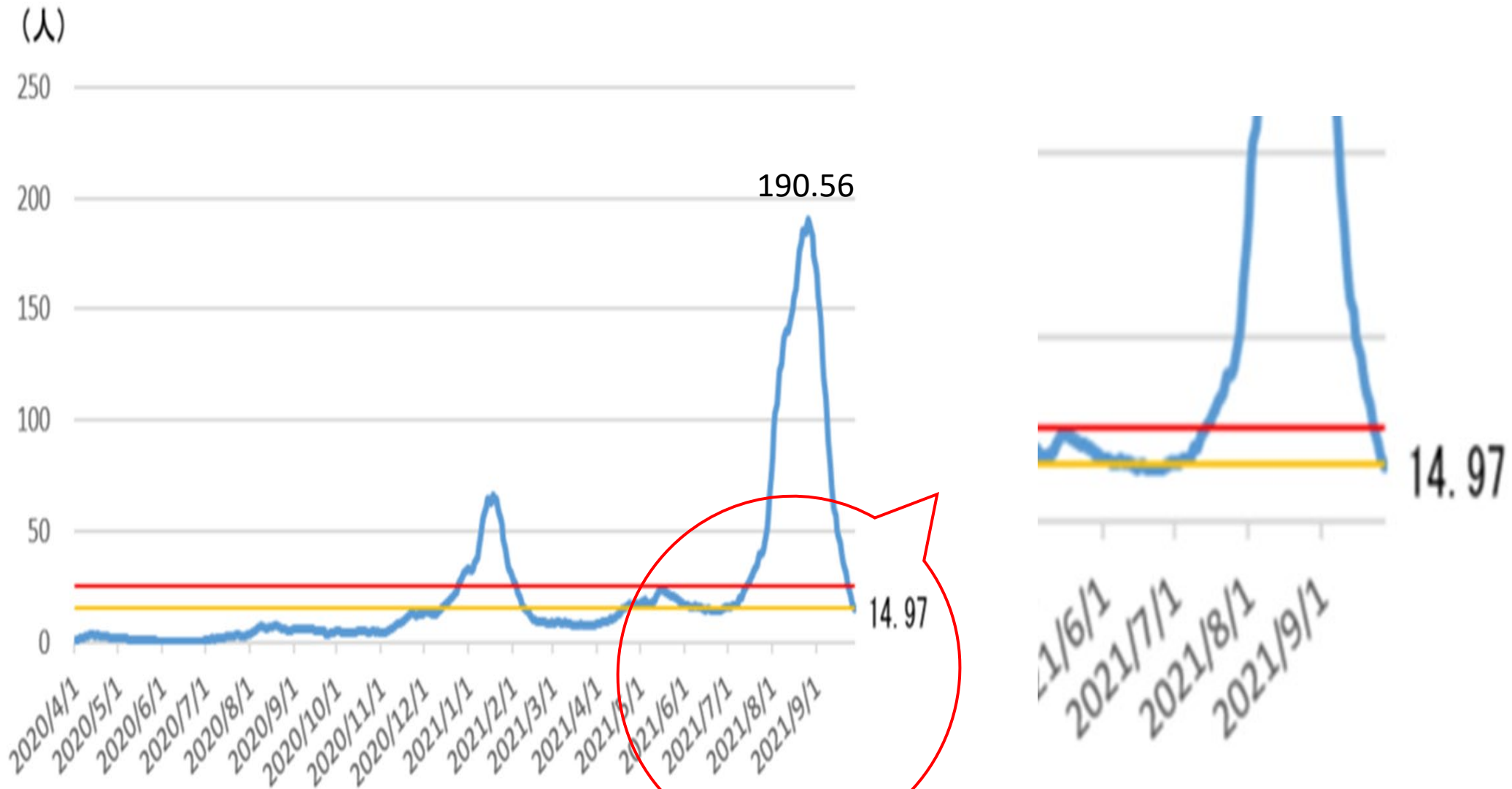
※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。



人口10万人あたりの
新規感染者数 (人)

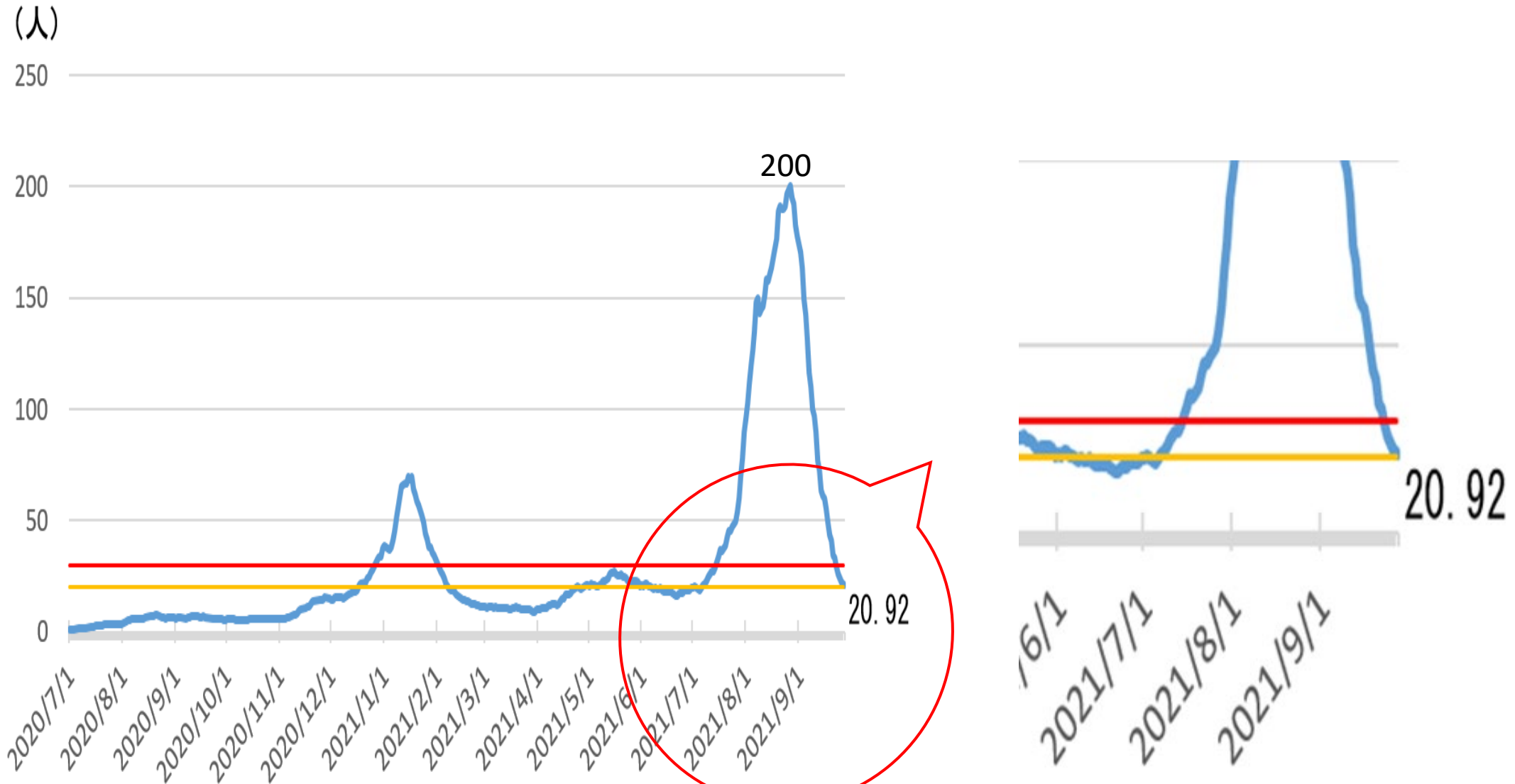
25人以上 (ステージⅣ)	紫	
15人~25人 (ステージⅢ)	赤	
10人~15人 (ステージⅡ)	黄	

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)



2021年9月27日 現在

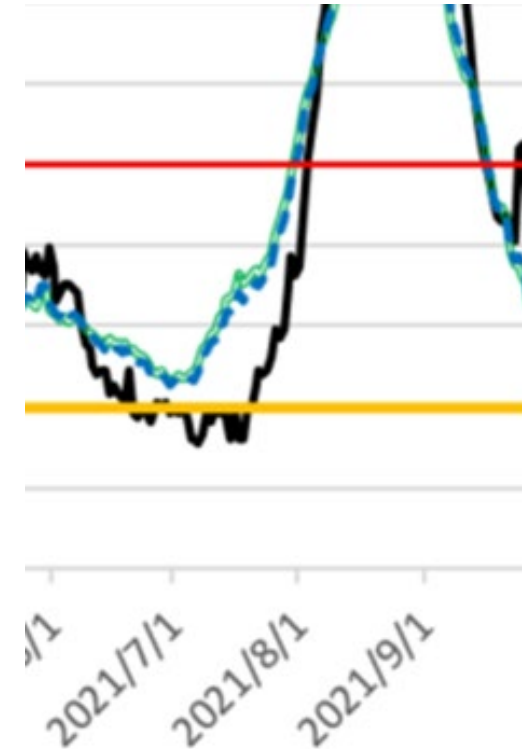
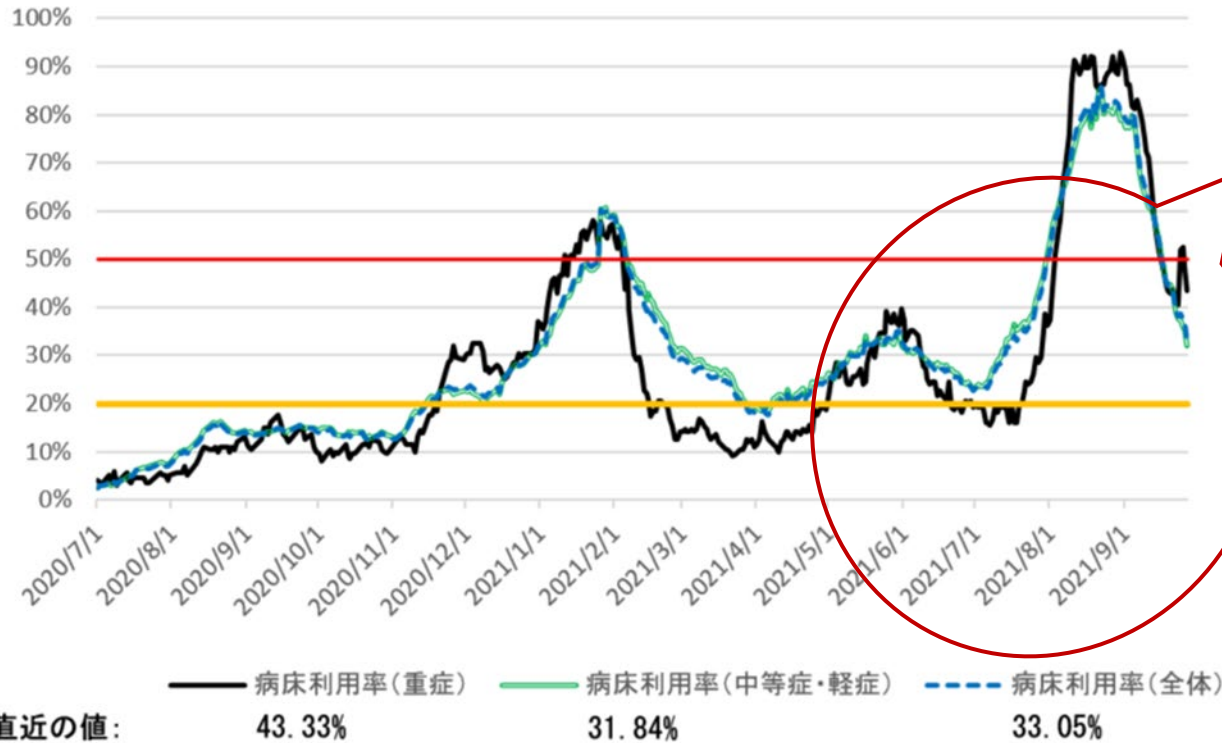
療養者数の推移(人口10万人当たり・週合計)



2021年9月27日 現在

■ 病床利用率の推移

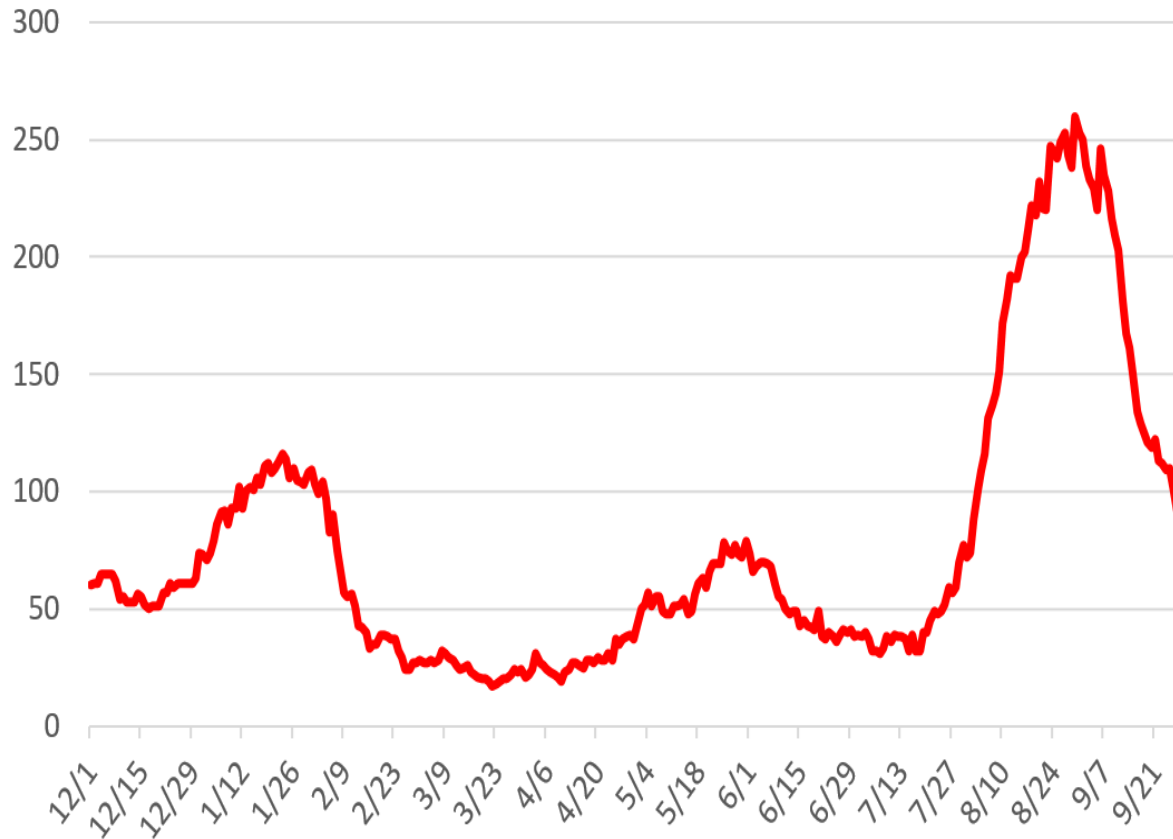
2021年9月27日 現在



※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

■入院者数(重症)



2021年9月27日 現在

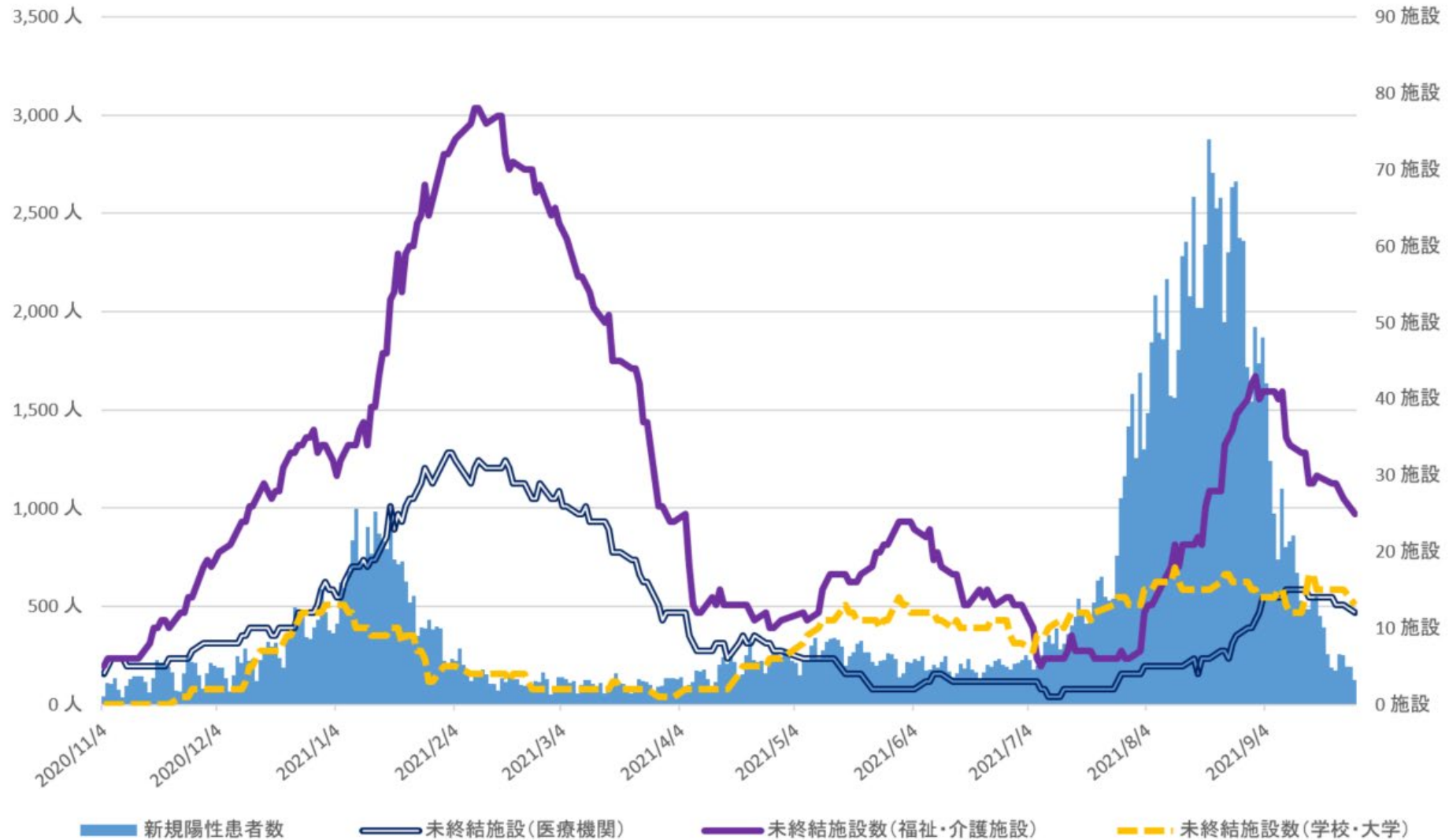
■入院者数(中等症+軽症)



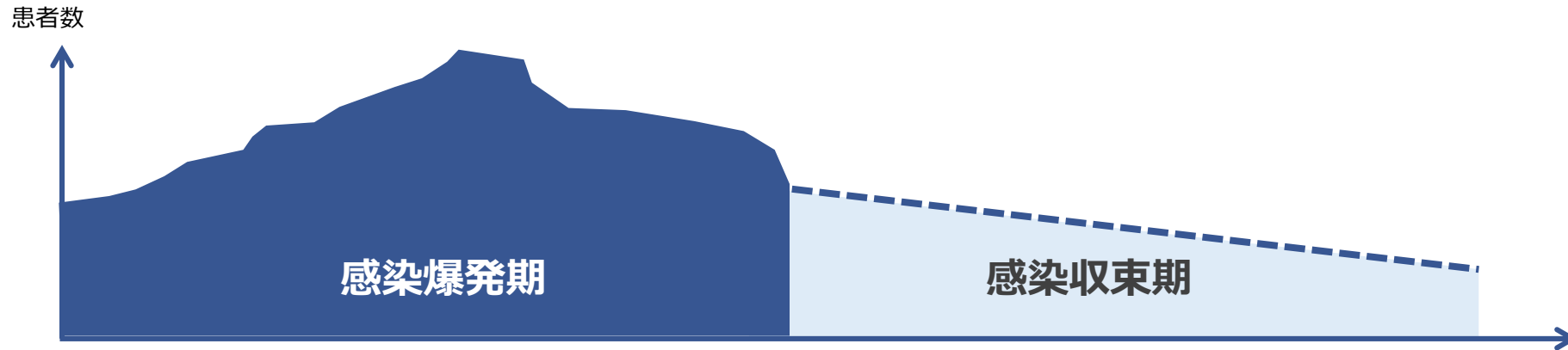
2021年9月27日 現在

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

新規陽性患者数とクラスター未終結施設数



2021年9月27日 現在



1	低酸素者の入院困難
2	自宅療養でのステロイド投与



酸素飽和度93%以下と ステロイド投与者の 全員入院

3	一般医療の延期
---	---------



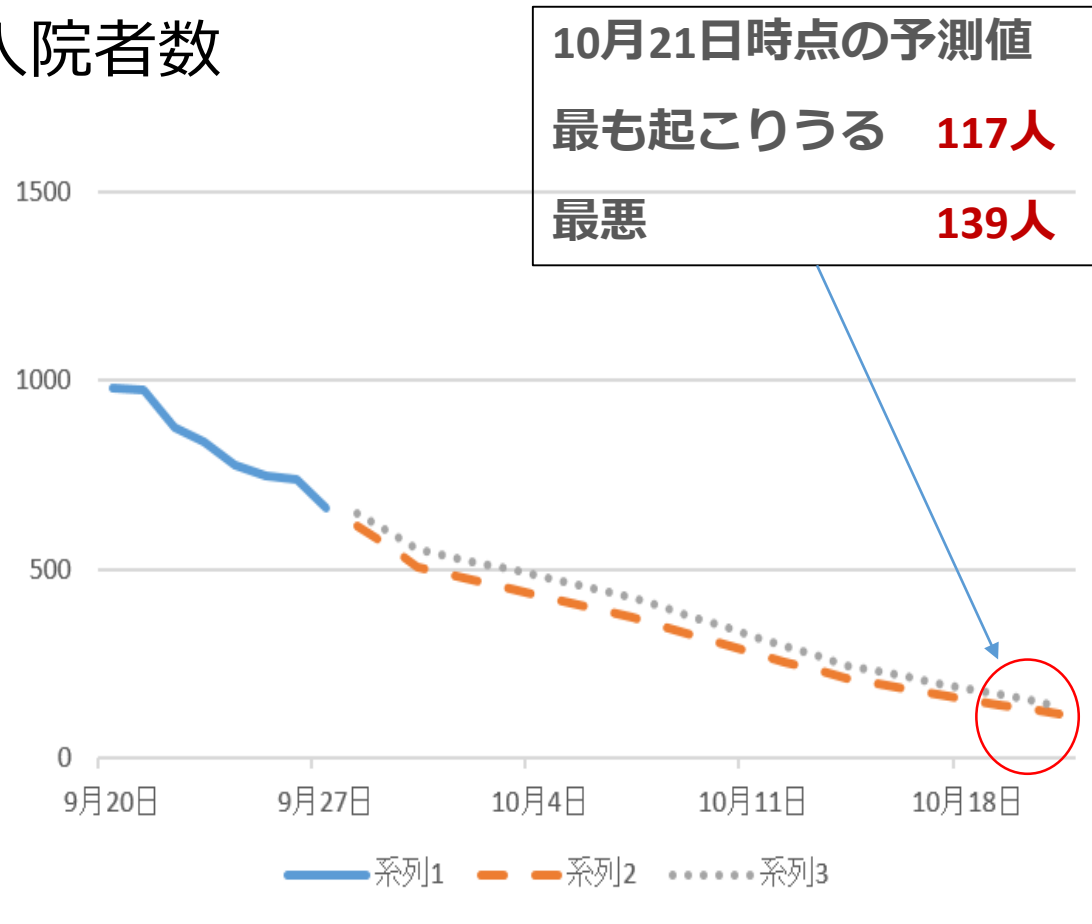
一般医療の再開

4	更なる病床拡大
---	---------

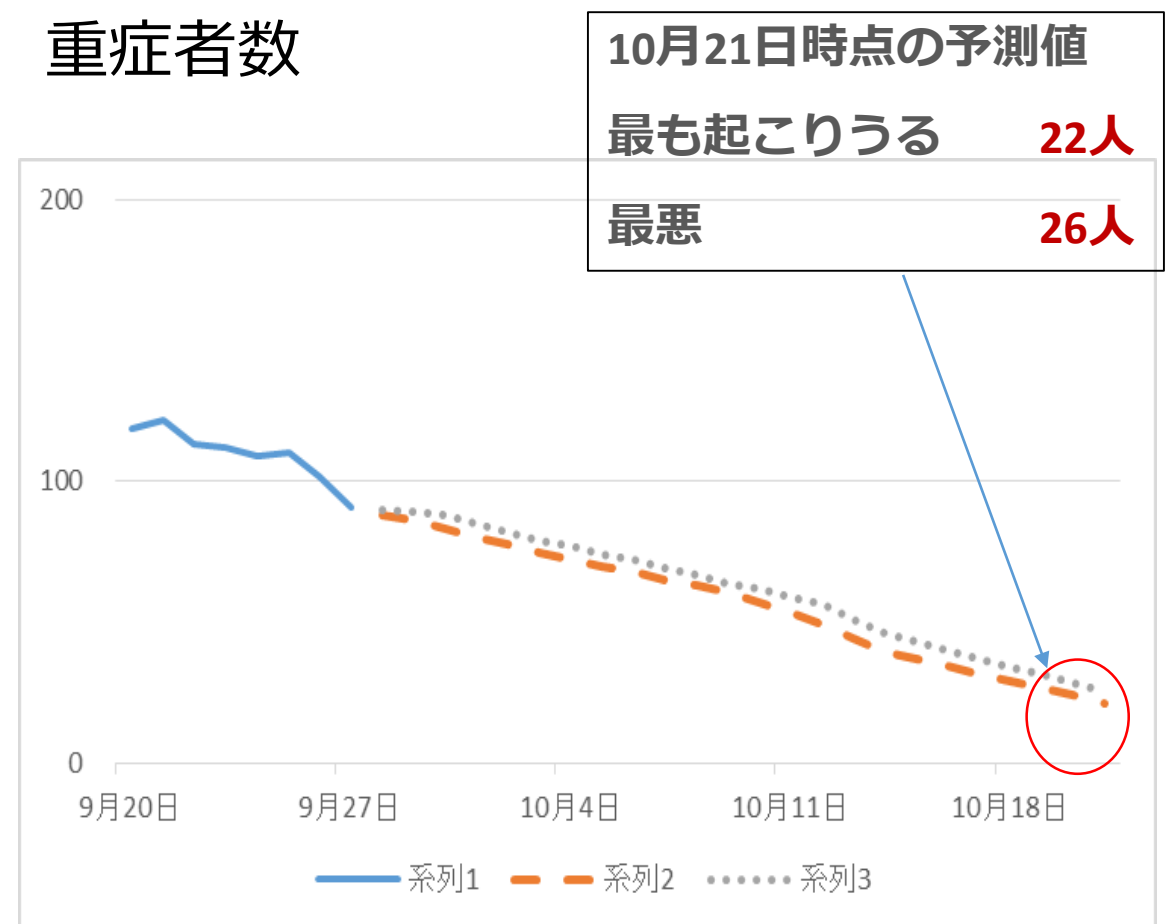


本来のフェーズ4へ病床数を戻す
フェーズ5 を新設し協定を見直す

入院者数



重症者数



9月24日時点の「新型コロナ感染者情報分析EBPMプロジェクト」主要モデルより9月28日以降の予測値を記載表示しているグラフは、人流が、前週より20%ずつ増加すると仮定、ワクチン接種率のペースは現在と同程度、とした場合の予測

延期可能な入院・手術の延期の解除

医 危 第 号
令和3年9月 日

神奈川モデル認定医療機関 院長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

医師が延期できると判断した入院・手術の一時停止の解除について
(通知)

日頃から新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供の継続に御尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年8月6日付け医危第1678号により、新型コロナウイルス感染症患者の外来・入院機能の強化及び救急医療体制の堅持を図るための緊急的な対策として、医師が延期できると判断した入院・手術の3ヶ月程度の一時停止をお願いしたところです。

幸い、8月末頃から新規感染者が徐々に減少し、新型コロナウイルス感染症の入院者数も減少傾向となっています。

そこで、医師が延期できると判断した入院・手術の一時停止の要請を本日より解除いたします。

本要請により入院・手術を延期していただいた認定医療機関の皆様には改めて御礼申し上げます。

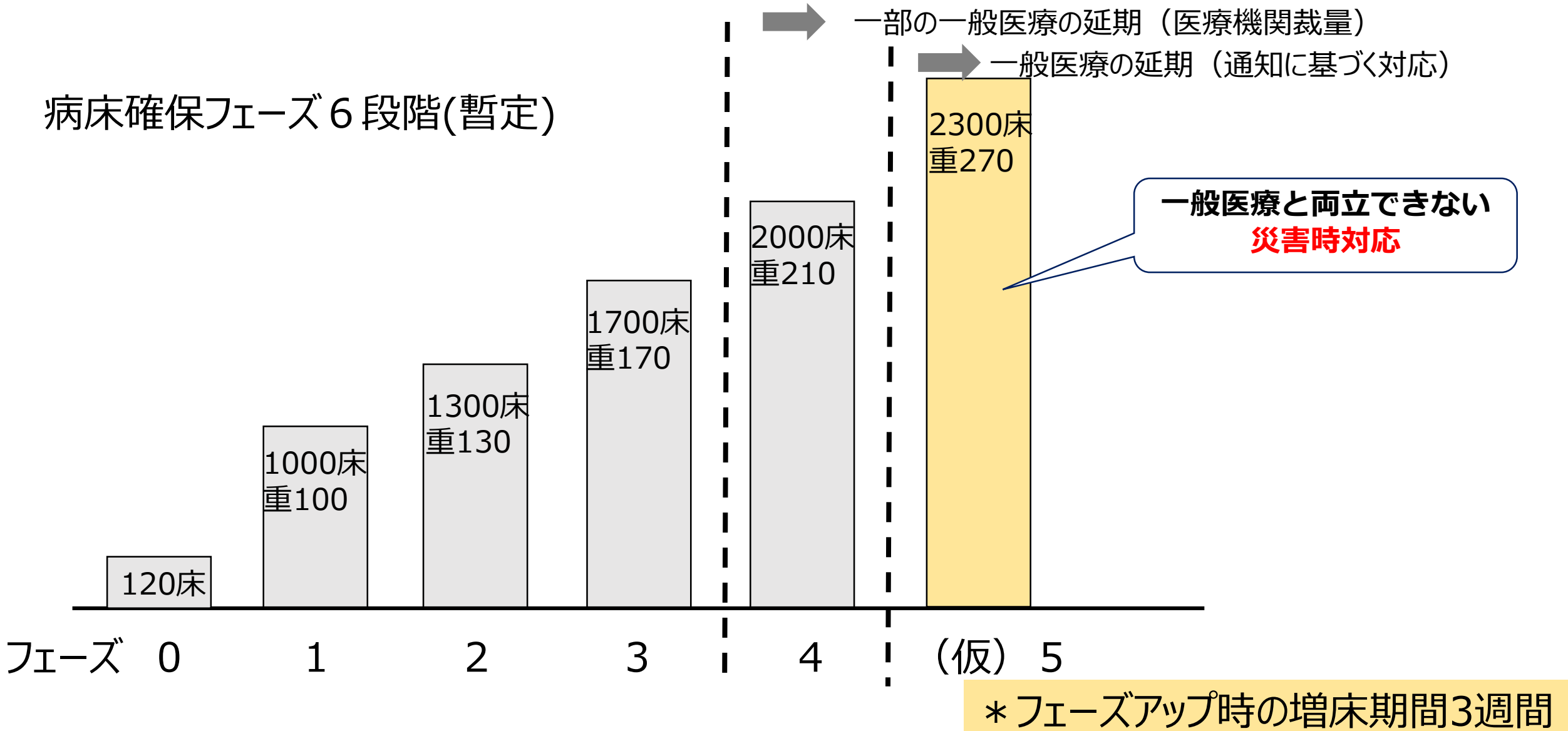
□ 令和3年8月6日（医危第1678号知事要請）

▶ **3ヶ月**程度、医師が延期できると判断した入院・手術の**一時停止**を要請。

□ 令和3年9月24日

▶ 医師が延期できると判断した入院・手術の一時停止を本日から**解除**、停止していた入院・手術の**再開**を要請。

病床確保フェーズ6段階(暫定)



平時医療の基本概念と同様の手段を獲得できた

予防



- ・全世代ワクチン接種率向上

早期診断



- ・発症者の確実な受診診断
(抗原検査キット)

早期治療



- ・中和抗体投与体制
- ・早期抗ウイルス薬・ステロイド
- ・早期薬剤処方

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 (令和3年 月 日) (新旧対照表)

(主な変更点)

(下線部分は改定箇所)

変更案	現行
<p>序文</p> <p>(略)</p> <p>令和3年9月9日<u>には</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫</p>	<p>序文</p> <p>(略)</p> <p>令和3年9月9日<u>に</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫</p>

県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとした。

また、重点措置区域について、同じく令和3年9月9日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないことと

県、広島県、福岡県及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとした。

また、重点措置区域については、同じく令和3年9月9日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行った。

(新設)

なったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了した。

また、重点措置区域についても、同じく令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

(略)

引き続き、「令和3年6月21日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「令和3年6月21日以降の取組」という。)を踏まえ、感染の再拡大を防止するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ効果的な対策を総合的に進めていくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

(略)

一 (略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

①～③ (略)

④ 緊急事態措置区域から除外された地域（重点措置区域及び重点措置区域以外の地域の双方を含む。）においては、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

⑤～⑩ (略)

⑪ 令和3年9月3日にとりまとめられた分科会の考え方及び令和3年9月9日に政府対策本部においてとりまとめられた「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直し等について、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証や地方公共団体や事業者等との議論を含め国民的議論を進め、具体化を進め

一 (略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

①～③ (略)

④ 緊急事態措置区域から除外された地域（重点措置区域及び重点措置区域以外の地域の双方を含む。）においては、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

⑤～⑩ (略)

⑪ 令和3年9月3日にとりまとめられた分科会の考え方を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体化を進める。(新設)

る。技術実証に際しては、行動制限の緩和については特例的に取り扱う。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。感染拡大地域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する。

(削除)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。感染拡大地域においては、保健所の判断を待たずに、医師による陽性者の同居家族などへの検査を促進する。

高齢者施設の従事者等の検査について地域の感染状況に応じ、当面、集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在り方については

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布

ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、法第 24 条第 9 項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設、保育所等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、令和 3 年 6 月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80

を7月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を9月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適

万回程度分の抗原簡易キットの配布を7月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を9月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用

切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。さらに、政府は、抗原簡易キットを薬局で入手できるようにしたところであり、家庭で体調不良を感じる者等が医療機関への受診を迷う場合などに自ら検査を行えるようにする。

(略)

③～⑩ (略)

(3) まん延防止

1) ～ 4) (略)

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区

いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(新設)

(略)

③～⑩ (略)

(3) まん延防止

1) ～ 4) (略)

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場、夏季期間における都市部から北海道・沖縄県内の空港等

域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) (略)

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などに

に向かう便の搭乗客等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) (略)

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などに

については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等につい

については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員のワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員のワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。（新設）

ては、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

②・③ (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述 10) に掲げる基本的な感染防止策等（重点措置区域である都道府県においては後述 9) に掲げる感染防止策等を含む。）に加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速や

②・③ (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述 10) に掲げる基本的な感染防止策等（重点措置区域である都道府県においては後述 9) に掲げる感染防止策等を含む。）に加え、「緊急事態宣言解除後の対応」及び「令和3年6月21日以降の取組」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策の緩和は段階的に行う。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状

かに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

・ 当面、法第 24 条第 9 項に基づき、外出については、

▶ 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること

▶ 企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと

▶ 飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと

等の協力の要請を行うこと。

また、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い者に対して、検査を勧奨すること。

なお、外出・移動については、感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請す

況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

・ 当面、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。また、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に、全国的にほぼ置き換わったと考えられることを踏まえ、都道府県間の不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

る等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 当該地域で開催される催物（イベント等）に係る規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）については、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（重点措置区域である都道府県においては、人数上限 5,000 人等。重点措置区域以外の都道府県においては、緊急事態宣言解除後 1 か月の経過措置として人数上限 5,000 人又は収容定員 50%以内（ただし、10,000 人を上限）のいずれか大きい方等。）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと。
- ・ 重点措置区域である都道府県においては、法

- ・ 当該地域で開催される催物（イベント等）に係る規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）については、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（重点措置区域である都道府県においては、人数上限 5,000 人等。重点措置区域以外の都道府県においては、緊急事態宣言解除後 1 か月程度の経過措置として人数上限 5,000 人又は収容定員 50%以内（ただし、10,000 人を上限）のいずれか大きい方等。）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。また、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと。
- ・ 重点措置区域である都道府県においては、法

第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件（別途通知）を満たした店舗（以下「認証等適用店」という。）において 19 時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21 時までの営業（酒類提供は 20 時まで）も可能とする。）。なお、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。

（略）

（略）

- ・ 重点措置区域以外の都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を

第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件（別途通知）を満たした店舗において 19 時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施の状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21 時までの営業（酒類提供は 20 時まで）も可能とする。）。なお、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。

（略）

（略）

- ・ 重点措置区域以外の都道府県においては、法第 24 条第 9 項に基づく飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、当面、継続するこ

行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。

営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする。酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、1か月までを目途として、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況、店舗における感染防止策を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。また、飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請すること。

ととし、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 法第31条の6第1項又は法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当面、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。(新設)

(略)

②・③ (略)

9) (略)

10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

①・② (略)

③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。この場合において、飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあつては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。

(略)

②・③ (略)

9) (略)

10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

①・② (略)

③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言(12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応」についての分科会から政府への提言」等)等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域等にあつては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。

④～⑥ (略)

11) 予防接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。

①～③ (略)

④ 予防接種の実施体制等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行うこと。なお、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種すること(交互接種)については、新型コロナワクチンの接種を受けた後に重篤な副反応を呈したことがある場合等には、必要に応じて行えるものとすること。また、ワクチンの追加接種(3回目接種)について、政府において検討を進めること。

⑤・⑥ (略)

⑦ 政府は、各地方公共団体の接種会場に加え自衛隊大規模接種センターも活用した接種を実施しつつ、職域(大学等を含む)による接種を実施すると

④～⑥ (略)

11) 予防接種

政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。

①～③ (略)

④ 予防接種の実施体制や接種順位等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立つて行うこと。(新設)

⑤・⑥ (略)

⑦ このような原則の下、政府は、各地方公共団体の接種会場に加え自衛隊大規模接種センターも活用した接種を実施しつつ、職域(大学等を含む)によ

ともに、地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種を推進すること。加えて、接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること。

12) (略)

13) クラスタ対策の強化

①～⑥ (略)

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組等を踏まえ、クラスタ対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方について、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証も活用し、検討を行う。

14) (略)

(4) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

る接種を実施するとともに、地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種を推進すること。加えて、接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること。

12) (略)

13) クラスタ対策の強化

①～⑥ (略)

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組を踏まえ、クラスタ対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方、新技術等の活用及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討を行う。

14) (略)

(4) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

(略)

- ・ 各都道府県において感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、最近の感染状況を踏まえた感染者急増時の緊急的な患者対応方針や病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、政府と都道府県が連携して、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制の整備に引き続き取り組むこと。特に、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、臨時の医療施設の開設を含め、医療提供体制の点検・強化を行うなど、医療提供体制の確保に万全を期すこと。

(略)

②～⑦ (略)

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ 各都道府県において感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、最近の感染状況を踏まえた感染者急増時の緊急的な患者対応方針や病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、政府と都道府県が連携して、感染拡大時に確実に機能する医療提供体制の整備に引き続き取り組むこと。特に、ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、医療提供体制の点検・強化を行うなど、医療提供体制の確保に万全を期すこと。

(略)

②～⑦ (略)

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらかじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関における外来・往診による投与の実施など、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるよう取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重

(略)

- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、緊急事態措置区域及び重点措置区域を中心に医療機関にあらかじめ配布することに加え、初期症状のある者の積極的な検査による感染者の早期把握や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による外来投与の実施など、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるよう取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治

<p>症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
--	---



宣言解除後における 県の取組について

令和3年9月28日

宣言解除後の対応の概要

10月1日(金)～10月24日(日)

県民向け

- 基本的な感染防止対策の継続・外出時の慎重な行動を要請

- 営業時間の短縮要請

【時間等】

	マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒類提供	11時～20時	11時～19時30分	禁止
人数制限	1組4人以内 または 同居家族		

【区 域】県内全域

※現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む

【協力金】2.5万円／日(下限)

- 飲食を主に業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止要請(カラオケボックスは除く)
- ガイドライン遵守の要請

事業者向け

大規模
集客施設等

- 営業時間短縮の働きかけ(5時～21時まで)
- ガイドライン遵守の要請

イベント
開催

- 開催制限の要請 ※10月31日まで

【収 容 率】大声無:100%以内／大声有:50%以内

(大声無)クラシック音楽、演劇等 (大声有)ロックコンサート、スポーツイベント等

【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)

のいずれか大きいほう

※収容率、上限人数のいずれか小さいほう

- 時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

県民への要請

現在(~ 9月30日)

10月1日~10月24日

外出 自粛 要請

- 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請(法第45条第1項)
 - ・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で
 - ・ デルタ株への危機感を共有し、リスクある行動を回避 → 「人混みは危険」※混雑した場所への外出の5割減
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

- 外出する際は、
 - ・ 「人混みは危険」という意識を持って、混雑している場所や時間を避けて少人数で慎重な行動を
 - ・ 特に21時以降の外出自粛(法第24条第9項)
- 企業における在宅勤務等の進捗状況を踏まえた、柔軟な働き方への対応
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底、都道府県間の移動の際の基本的な感染対策防止対策の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

事業者への要請(1)

現在(~ 9月30日)

10月1日~24日

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮(5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)

○感染防止対策の要請(法第45条第2項)

○ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○営業時間の短縮

	マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他
営業時間	5時~21時	5時~20時	5時~20時
酒類提供	11時~20時	11時~19時30分	禁止
人数制限	1組4人以内 または 同居家族		

※現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む

○飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)

○感染防止対策の要請(法第24条第9項)

○ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○5時から20時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)

○感染防止対策の要請(45条2項)
※デパ地下(24条9項)

○酒類提供自粛要請(持ち込み含む)(法第24条第9項)

○5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ

○感染防止対策の要請(24条第9項)
※デパ地下含む

○酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

事業者への要請(2)

現在(~ 9月30日)

○人数上限5,000人かつ収容率要件50%以内

施設の収容定員
人数上限 5,000人 かつ 収容率要件 50%以内

○5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

○酒類提供自粛要請(持ち込み含む)(法第24条第9項)

10月1日～31日

○人数上限と収容率要件のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内 ($\leq 10,000$ 人) のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 <small>(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</small> ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 <small>(席がない場合は適切な間隔)</small>	50%以内 <small>(席がない場合は十分な間隔)</small>	

○5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

○酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

イベント

事業者への要請(3) 年末年始に向けたイベント制限

宣言解除後の経過措置が終了する11月以降は、収容率50%のみの制限となるため、年末年始等の大規模イベントの事前販売に、一定の歯止めをかける必要がある。

	収容率	人数上限
緊急事態宣言期間<~9月末>	50%	5,000人
解除後の経過措置(1ヶ月) ↓ <~10月末>	50% ・ 100% <small>歓声・声援等が 想定されるもの</small> <small>歓声・声援等が 想定されないもの</small>	5,000人又は 収容定員50%以内 ($\leq 10,000$ 人) のいずれか大きい方
経過措置終了後 <11月~>	50% ・ 100% <small>歓声・声援等が 想定されるもの</small> <small>歓声・声援等が 想定されないもの</small>	収容定員50%以内 (上限なし)

11月から令和4年1月末までのイベントの事前販売を10,000人上限とするよう依頼(働きかけ)

※今後の新規感染者や、政府の行動制限の緩和など、状況に変化に応じて制限緩和を検討

事業者への要請(4) その他

- 企業における在宅勤務等の推進
- 飲食を主としていない店舗において、カラオケ設備を提供する場合の感染防止対策の徹底
- 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業界別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

その他の対応

- 県民利用施設の利用制限は当面継続する。
- 命令等を行えないが、主要駅における飲食店の対応状況を適宜確認する。
- 県立高校等は、「分散登校」から「時差通学＋通常授業」に移行する。
 - ※ 解除後1週間程度は、地域の感染状況及び生徒の状況により校長判断で、「時差通学＋短縮授業」を可とする
 - ※ 登校が不安な生徒は、引き続き自宅でのオンライン等による学びを継続

飲食店等に対する協力金（第15弾）について（案）

	マスク飲食実施店（認証店） A	マスク飲食実施店（申請中） B	その他の店舗 C
適用区域	県内全域		
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
協力金の 交付要件 (10/1～ 10/24の 24日間)	営業時間	・ 5時から21時まで	・ 5時から20時まで
	酒類提供 時間	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の提供は11時から20時まで ただし、次の条件を満たした店舗に限る。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「マスク飲食実施店」の認証済であること。（現地確認を終えた店舗を含む） </div>	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の提供は11時から19時30分まで ただし、次の条件を満たした店舗に限る。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「マスク飲食実施店」の認証を申請中であること。 </div> <p>※10月24日までに、県から「マスク飲食実施店」の認証を受けた店舗（現地確認を終えた店舗）は、その認証を受けた日（現地確認を終えた日）以降、マスク飲食実施店（認証店）と同様の営業時間及び酒類提供時間を可能とする。</p>
	その他の 交付要件	—	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
想定対象店舗数	約40,000店舗		
所要額	協力金約358億円		
協力金の算定方法	<p><中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3(下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p><大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4（下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方）</p>		
先行交付	第5弾～第11弾のいずれかの交付を受けている事業者を対象に先行交付を実施 1店舗あたり交付額：30万円（2.5万円×12日間）		

マスク飲食実施店 認証申請中 確認書

※この店舗は、「マスク飲食実施店」認証制度に申請していることを神奈川県が確認しています。

後日、県による現地確認等を経て認証されるまでの間、有効です。

※当該店舗は、
営業時間は5時から20時まで
酒類提供は11時から19時30分まで
可とします。

マスク飲食実施店 認証制度 現地確認済書

※この店舗は、「マスク飲食実施店」
認証制度の認証基準を満たしている
ことを神奈川県が確認しています。

後日、「マスク飲食実施店」認証書
が正式に発行されるまでの間、認証書
と同等の効果を有します。

※当該店舗は、
営業時間は5時から21時まで
酒類提供は11時から20時まで
可とします。

MASK
マスク飲食実施店
認証書

かながわ食堂 横浜みなとみらい本店 殿

貴店は感染防止対策として食事中以外でのマスク着用を徹底し、お客様一人ひとりが安心して快適なひとときを過ごせるように取り組んでいますので、「マスク飲食実施店」として認証します。

認証番号：1234
事業所名：かながわ食堂みなとみらい本店
業態：飲食店等
住所：横浜市中区住吉町9-87
有効期限：令和4年3月31日

令和3年4月21日

神奈川県知事 志保祐治

県教育委員会における今後の教育活動等について
(令和3年9月28日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和3年10月1日以降の段階的な緩和の期間も、児童・生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。

イ 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、感染防止対策を徹底しながら次のとおり対応する。
 - ・博物館・美術館は原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - ・図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。
 - * 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は13時～19時
 - ・博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とする。

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定
令和3年1月4日改定
令和3年3月5日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月15日改定
令和3年4月16日改定
令和3年4月22日改定
令和3年4月24日改定
令和3年9月22日改定
令和3年9月28日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。

- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」認証制度の取組を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、早期探知のためのモニタリングを実施するとともに、(別紙)「1 ステージ判断のための指標」に基づき、感染状況のステージを総合的に判断し、各種の対策を機動的に講じる。

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・ 医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・ 民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・ スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
 - ・ 抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・ 高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・ 軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示

す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

- 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。

- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 ステージ判断のための指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療提供体制等の負荷			感染の状況		
	①医療のひっ迫具合		②療養者数 注2	③PCR 陽性率	④新規 陽性者数	⑤感染経路 不明割合
	病床全体	重症者用病床				
ステージ の指標 注1	最大確保病床 の使用率 20%以上	最大確保病床 の使用率 20%以上	20人 /10万人 以上	5%以上	15人 /10万人 /週 以上	50%以上
ステージ の指標	最大確保病床 の使用率 50%以上	最大確保病床 の使用率 50%以上	30人 /10万人 以上	10%以上	25人 /10万人 /週 以上	50%以上

注1 ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。

注2 療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。

2 病床確保フェーズ

	病床確保 フェーズ0	病床確保 フェーズ1	病床確保 フェーズ2	病床確保 フェーズ3	病床確保 フェーズ4	病床確保 フェーズ5※
新型コロナ 医療体制	感染症指定 医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)				
確保病床数	120床	1,000床	1,300床	1,700床	2,000床	2,300床
地域医療体制	原則平時医療を継続				一部の一般 医療の延期 (医療機関 の裁量)	一般医療の 延期 (通知に基 づく)
ステージ (国定義)	ステージI	ステージII	ステージIII (病床利用 率20%超)	ステージIV (病床利用率50%超)		

※フェーズ5は災害級の状況下における緊急的対応であるため、病床確保計画上の最大確保病床数は、フェーズ4の2,000床とする。

3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ○収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要)
		100%以内 (席がない場合は 適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は 十分な間隔)	
令和3年 1月8日 ～	屋内	50%以内		5,000 人
	屋外	十分な間隔 (できれば2m)		
3月22日 ～	イベ ント の 類型	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人、又は 収容人数 50%以内 (≤10,000 人) のいずれか大きい方
4月20日 ～	イベ ント の 類型	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人
8月2日 ～	屋内	50%以内		5,000 人
	屋外	十分な間隔 (できれば1m)		
10月1日 ～	イベ ント の 類型	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人、又は <u>収容人数 50%以内</u> <u>(≤10,000 人)</u> のいずれか大きい方

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。